

秋田県公報

目次

ページ

秋田県公報
副刊の掲載に関するお知らせ（11月1日）……………1

監査委員会公告

監査結果公告第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県知事に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

平成17年4月8日

秋田県監査委員	安	杖	正義
秋田県監査委員	秋	菅	原龍典
秋田県監査委員	秋	山	田昭郎
秋田県監査委員	秋	小	玉和夫
財			821

平成17年3月18日

秋田県代表監査委員 様

秋田県知事 寺田典城

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成17年2月24日付け監委-929で通知のありましたこのことについて、別紙のとおり提出します。

別紙

監査箇所名	社会福祉法人秋田県社会福祉事業団	所管課名	福祉政策課
監査年月日	平成17年2月4日		

〔指摘事項〕

- 1 物品の購入において、合理的理由もなく分割発注により同一業者と単独随意契約している事例があるので、一括発注による競争性を導入するよう改めること。
- 2 資金前送した講師謝礼について、領収書を徴しておらず、また、精算行為を行っていないので、今後は適正に処理すること。

〔所管課措置事項〕

物品購入時の一括発注による競争性の導入及び資金前送した講師謝礼の適正処理について、秋田県社会福祉事業団に対して、適切な改善措置を講じるよう文書により指導しております。

監査箇所名	財団法人あきた産業振興機構	所管課名	商工業振興課
監査年月日	平成17年2月3日		

〔指摘事項〕

- 1 機械設備貸与事業に係る未収金の回収に一層努めること。
- 2 扶養手当について、扶養認定できない者に支給している事例があるので、所要の措置を講じること。

〔所管課措置事項〕

1 法人内に設置した未収債権処理方針協議会等において債権回収の進行管理と具体的な処理方針の決定等を行った上で、貸付先企業を巡回し、個別の回収作業に努めております。

また、未収債権発生のため、利用企業を巡回訪問し経営状況等を把握するとともに、経営支援のための相談・指導にも努めております。

これにより、平成17年1月末現在の未収額は、358,034千円となっており、前年度未残高の391,180千円と比較して33,146千円減少してお

ります。
今後とも、未収金の回収に一層努めるよう指導してまいります。
2 扶養手当の是正措置を行うとともに、職員から法人への手当の返納及び補助金を財源としている部分について法人から県への補助金の返納のための手続を行っております。
今後は法人における事務の管理・監督を徹底するなど、再発防止のための体制を強化するよう指導してまいります。

監査箇所名	田沢湖高原リフト株式会社	所管課名	観光課
-------	--------------	------	-----

監査年月日	平成17年2月4日
-------	-----------

〔指摘事項〕
事務執行に係る職務権限規程及び財務会計規程がないので、整備し、今後、適切に処理すること。

〔所管課措置事項〕
事務執行に係る職務権限規程及び財務会計規程を速やかに整備し、適切に処理するよう指導いたしました。
これに対して田沢湖リフト株式会社は、当該規程について現在作成中であり遅くとも当期末（5月末）までに完成し、役員会等に諮り6月1日より執行する予定との方針を示しております。

監査箇所名	財団法人秋田県建築住宅センター	所管課名	建築住宅課
-------	-----------------	------	-------

監査年月日	平成17年2月1日
-------	-----------

〔指摘事項〕
「県営住宅使用料及び入居者敷金並びに県営住宅駐車場使用料」について、収納事務の私人委託契約を締結していないので、今後は適正に執行すること。

〔所管課措置事項〕
「県営住宅使用料及び入居者敷金並びに県営住宅駐車場使用料」の収納事務私人委託契約について、平成17年2月1日付けで、秋田県知事と財団

法人秋田県建築住宅センターで委託契約締結しております。

監査箇所名	秋田県住宅供給公社	所管課名	建築住宅課
-------	-----------	------	-------

監査年月日	平成17年2月3日
-------	-----------

〔指摘事項〕
一般賃貸住宅管理事業等に係る未収金の回収に一層努めること。

〔所管課措置事項〕

文書、電話、自宅訪問等による本人への督促及び連帯保証人への文書督促に努めた結果、平成17年2月末現在で未収金残高は12,626,419円となっております。
今後は、法的措置も含め回収に努めるよう指導してまいります。

監査結果公告第14号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県教育委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
平成17年4月8日

秋田県監査委員	安 杖 正 義
秋田県監査委員	菅 原 龍 典
秋田県監査委員	山 田 昭 郎
秋田県監査委員	小 玉 和 夫
教 総	3833
	平成17年3月25日

秋田県監査委員 様

秋田県教育委員会委員長

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

このことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
別紙

監査箇所名	財団法人秋田県育英会	所 管 課 名	教育庁総務課
監査年月日	平成17年2月1日		
〔指摘事項〕 秋田育英奨学金及びすこやか奨学金に係る未収金の回収に一層努めること。			

〔所管課措置事項〕	
秋田育英奨学金及びすこやか奨学金に係る未収金については、文書等による督促及び訪問等により回収に一層努めるよう、財団法人秋田県育英会を指導してまいります。	
1 未収金状況(3月10日現在)	0円
すこやか奨学金	0円
秋田育英奨学金	33,146,882円

監査結果公告第15号
 地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第7項の規定による監査を執行し、その結果を秋田県公安委員会委員長に報告したところ、次のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。
 平成17年4月8日

秋田県監査委員 安 杖 正 義
 秋田県監査委員 菅 原 龍 典
 秋田県監査委員 山 田 昭 郎
 秋田県監査委員 秋田県監査委員 小 玉 和 夫
 秋 公 委 第 68 号
 平成17年3月2日

秋田県代表監査委員 様
 監査結果に基づき講じた措置について(通知)
 秋田県公安委員会委員長
 平成17年2月24日付け監委-929で報告のあったことについて、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、別紙のとおり提出します。
 別紙

監査箇所名	財団法人秋田県警察職員互助会	所 管 課 名	警察本部学生課
監査年月日	平成17年2月1日		

〔指摘事項〕
 エポーツ施設利用助成費について、子供利用があるにも拘わらず、大人料金で支払っている事例があるので、今後は利用実態を十分確認し、適切に処理すること。

〔所管課措置事項〕
 指摘事項については、平成15年度までの各施設に提出する利用券に、職員の名欄のみで、被扶養者等の利用者氏名、利用時の助成金額を記載する欄がなかった事が起因したものであります。
 そのため、平成16年度から配布している利用券には、利用者氏名、助成金額を記載する欄を設け、利用実態を確認できるよう改善しております。
 今後も、利用実態を十分確認し、適切に処理するよう指導してまいります。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号
株式会社 松原印刷社
電話(0862)876600
FAX(0863)000505
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄